

『地力増進法』の

ねらいと意義

農林水産省農園芸局
農産課課長補佐

三輪 睿太郎

第101回特別国会で地力増進法が成立し、昭和59年5月18日に公布（法律第34号）された。そのねらいと意義について述べることにする。

1 法律の概要

本法は農水大臣による地力増進基本指針の策定、公表、地力増進地域の指定と運営及び土壤改良資材品の質に関する表示制度の3本柱から成っている。

＜地力増進基本指針＞

地力の増進については国、地方公共団体、農業者等が各々の役割を担っている。本法では農業者等が土づくりを行うときの技術的な指針を地力増進基本指針（以下基本指針）として農水大臣が定めることとしている。

基本指針では水田、普通畑、樹園地等の地目毎に地力を構成する土壤の性質について、改善目標が示されるほか、その目標を達成するために必要な手法が示される。

土壤の性質には物理的な性質、化学的な性質、生物学的な性質があり、主要な性質については科学的に計測される尺度が作られている。こうした尺度により改善目標が示されることになる。

改善の手段としては石灰、けい酸、りん酸など土作りに使われる肥料や有機物を主体とする土壤改良資材の施用、深耕や心土破碎等の耕うん法、緑肥作物の導入等の作付けの改善、侵食を防止する栽植法の改善等、農家が営農の一環として実施しうる基本的な技術が示される。

＜地力増進地域制度＞

(1) 都道府県知事による地域指定

国全体として地力を増進させるためには、土壤の性質が不良な農地が多く分布している地域において、重点的に地力増進対策を講じてゆくことが効率的である。このため土壤調査により不良な土壤の分布が確認された地域で、一定以上の面積を有する地域を都道府県知事が地力増進地域として指定できることとしている。

(2) 対策調査と地力増進対策指針

地力増進地域においては都道府県が地域指定の理由になった土壤の不良な性質がどの程度に分布しているか、どのような手段でそれが改善されるのかを明らかにするための細密な調査を行うこととしている。そして調査結

果は地力増進対策指針（以下、対策指針）としてまとめられ公表される。

対策指針は地域内土づくりの処方せんであり、地域内土壤の実態、地力増進の十分条件としての改善目標が示される。そして中心はその改善目標を達成するためにとるべき手段である。地力増進の手段は肥料や土壤改良資材の利用にしても耕うん法にしても、土壤の性質により異なるとともに、地域の気象条件、地形、資源、労働条件等により異なる。地域内土壤の細密な調査結果に基づく指針は、特定された地域についてきめ細く作られることになるであろう。

(3) 指導、助言、改善状況調査、調査の請求

対策指針の実行によって地力が増進することは間違いない。しかし、農業者が技術的な知識や情報に不足するために、処方せんが活用できないとすれば、効果は期待し難い。

そこで農業改良普及所等による専門的な助言、指導を積極的に行うこととするとともに、処方せんの実施による土壤の改善状況を土壤調査（改善状況調査）を行って確認することとしている。また、まれにしかないことであるが、対策の実施に伴う土壤の性質の変動により、予期しない生育障害が発生した場合には、農業者が都道府県の専門家による調査を請求できることとしている。

＜土壤改良資材の表示規制＞

本法では、植物の栽培に資するため土壤の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施されるものを土壤改良資材として新たに定義したうえ、肥料取締法上の肥料に対してはこの定義の適用を限定している。すなわち、野草、作物残渣、堆きゅう肥、石灰、りん酸質肥料、けい酸質肥料、泥炭・腐植酸類、鉱物・岩石質材等、土壤の性質を改善するために使われる多種多様な資材のうち、肥料取締法でいう「土壤に化学的変化をもたらす」ために用いられる石灰質肥料、りん酸質肥料、けい酸質肥料あるいは「植物の栄養に資するため」だけに施用される三要素肥料等を除いたものを定義している。

(1) 表示規制を受ける土壤改良資材

土壤改良資材のうち、消費者による識別が困難であ

り、表示による識別が特に必要な土壤改良資材に対して表示の規制が行われることになる。①泥炭・腐植酸類、③ゼオライト、③ベントナイト、④パーライト、⑤ポリビニールアルコール系団粒化促進剤等を規制の対象とする方向で、現在検討中である。

(2) 表示の基準

資材の種類ごとに、①名称、②表示者の氏名、住所、③原料、④用途(主たる効果)等の表示すべき事項(表示事項)を定めるとともに、表示にあたって使用できる文字、単位、用途に関する記載内容、表示の様式等を遵守事項として定めることとしている。

(3) 基準を守った表示の義務づけ

規制対象となる土壤改良資材の製造業者又は販売業者は、基準を守った表示を行うことが義務づけられることになる。

2 法律のねらいと意義

我が国の農地土壤の実態は地力保全基本調査(農水省、昭和34~53年)により初めて明らかにされたが、母材や気候等の自然的条件の影響を強く受けて、地力を構成する主要な性質において劣る土壤(不良土壤)が広く分布している。水田の39%、畑の69%、樹園地の64%を占める土壤が不良土壤として分布されている。

こうした土壤条件の上で、高水準の農業生産性を上げるため土作りが重視され、戦後には近代土壌学の成果を活用した石灰質肥料による酸性土壤改良、含鉄資材による秋落水田の改良、りん酸質資材による火山灰土壤の改良等の化学的な土作りが、伝統的な堆きゅう肥等による土作りとあいまって成果を上げてきた。

しかし、昭和40年代以降、それまで10アール当たり、600~700kgは施用されてきた堆きゅう肥が急激に減少しはじめ、昭和55年以降では200kgにまで低下している。また、1部では省略化と皮肉られるほど省力化された農作業体系の中で、深耕等手間のかかる耕起も行われない傾向にある。こうした土壤管理の粗放化に伴って、水田における土壤有機物の減少、作土の浅層化等、地力低下

が懸念されてきている。

本法のねらいは、一義的に農業者の手に委ねられているが、国の食糧生産の確保と農業の発展に大きな影響を与える農地の地力増進につき、国、都道府県が積極的な役割(例えば、全国的な土づくりの技術指針の策定、土壤調査、専門的な助言・指導、助成)を果たし、全国的に科学的に正しい手法で、長期継続的な土作りが行われるようにするところにある。

先に述べたように、農業の近代化の過程で派生しつつある現在の地力問題の解決にあたっては、農業者の意識の高揚、有機物利用を促進する施設・機械の整備等の条件づくり、科学的な情報に基づく確かな土壤管理の実施が必要であるし、自然的な要因で地力の低い不良土壤の改良も依然として大きな課題である。したがって、地力の増進には、土づくり運動のような啓発の施策、国や県による財政的援助、技術的助言指導等が有機的に組み合わせられて実施されなければ大きな成果は望めない。

この法律は土壤の実態に基づく地域指定制度を軸として、そうした施策が展開される枠組みを規定したものである。実際的には、54年9月1日に法律が施行された後、各都道府県における地域指定と地域の運営を通じて法律の効果が発揮されることになるが、すでに、この法律が制定されたこと自体が土作りに与えた影響は大きく土作り運動も例年になく盛り上りを見せている。

また、農業、肥料と並んで重要な資材であるにもかかわらず、これまで規格、基準等の制度がなく、多種多様な商品が現場にしまわり、特に表示が不適切なために少なからぬ問題を生じてきた土壤改良資材についても待望の制度が確立されたことになる。この表示制度の新設が消費者たる農業者に便益をもたらすことは当然であるが、関連業界にも、この制度を前向きに受け止め、表示の適正化を積極的に推進しようとする動きが生じつつあるのは歓迎すべきことである。

地力増進法を十二分に運用して全国的な土づくりを推進してまいりたい。